だよ



固定資産税台帳縦覧

その他 ※土・日曜日 日時 4月1日(木)から30日(金) 午前8時3分から午後5時15分 令和3年度固定資産税(土地) の台帳の縦覧をおこないます。 税務課 本人確認のできるもの 祝日を除く 家

ォン決済ア 料金の納付ができ ます

問合せ先 税務課

95-1113

お持ちください。

許証、マイナンバーカード等)

4月1日(木)から町税・料金をスマートフォン決済アプリで役場 や金融機関等の窓口に出向いていただくこ となく、 いつでも簡単に納 付ができますのでご利用ください。





LINE Pay (ラインペイ)



PayB (ペイビー)



▽役場、金融機関、コンビニエンスストア等

得してください。

ではアブリ決済はできません。

▽アプリでおこなった取引を取り消すことは

できません。アプリで納付済みの納付書で、

金融機関やコンビニエンスストア等で二重

▽スマートフォン決済アプリでの納付は領収

書が発行されません。アプリの納付確認で

▽納期限内および有効期限内のバーコード付

手続きが必要です)。

納付をご希望される場合は、口座振替停止 けません(スマートフォン決済アプリでの

納付書が必要です。税額が30万円を超えて

いる納付書はご利用できません。

>納税証明書が必要な場合は、アプリ決済日

ご確認ください。

の翌々開庁日以降に役場で納税証明書を取

対象税目

- 町県民税(普通徴収)● 固定資産税 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税 保育料 町営住宅使用料

▽アプリのご利用については無料ですが、パ

に納付しないようご注意ください。

ケット通信料については自己負担となりま

料金等内容についての問合せ先		
税務課	町県民税	~ 95-1112
	固定資産税・軽自動車税	~ 95-1113
戸籍保険課(国民健康保険税)		~ 95-1116
福祉こども課(保育料) 🖍 94-1222		
維持管理課(町営住宅使用料) 🖍 95-1615		

問合せ先

利用方法 取り、決済をおこなってください。 マートフォンで納付書のバーコードの読み アプリをダウンロードして、

▽□座振替をご利用中の場合はご利用いただ

留意事項

ス